

一般廃棄物処理業の許可の取消について

下記の業者は、一般廃棄物処理業の許可を取消していますので、一般廃棄物の処理を委託することはできません。

被処分者	茨城県神栖市大野原中央二丁目 8 番 21 号 GR 物流株式会社 代表取締役 矢部 宗利
処分内容	一般廃棄物処理業（収集運搬）の許可の取消し
処分理由	千葉県より、産業廃棄物の収集運搬業の許可が取消されたことで、一般廃棄物処理業の欠格要件に該当するに至ったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 4 により、一般廃棄物処理業の許可を取消した。
処分年月日	令和 8 年 8 月 27 日